

2021年6月9日
京葉ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについて ～就業時間内のワクチン接種を勤務扱いに～

京葉ガス株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大防止および従業員が安心して働ける職場環境の整備を目的として、新型コロナウイルスワクチン接種時間の従業員の勤怠について就業時間扱いにいたします。

1. 実施内容

(1) ワクチン接種当日

- ①就業時間内にワクチンを接種する場合、その時間は就業として扱う。
- ②接種後に痛みや体調不良が発生し就業が困難な場合でも、就業として扱う。

(2) ワクチン接種翌日以降

- ①ワクチン接種により副反応が発生した場合、特別休暇を1日認める。
- ②2日目以降については、保存休暇（有給休暇）を利用できる。

(3) 実施時期

2021年6月1日～2022年2月28日（政府が定める接種期間に準ずる）

当社は、新型コロナウイルス対策だけでなく、「企業にとって従業員の健康は重要な財産である」と考え、今後も積極的な安全衛生活動を推進してまいります。